

## 不当判決糾弾！ シュプレヒコール和解裁判

6月15日、東京地裁で「シュプレヒコール和解裁判」（JR東海ユニオン掲示に対する名誉毀損賠償請求）の判決がありました。判決は、不当にも私たちの訴えを棄却する断じて許すことのできない反動判決です。この裁判は、「シュプレヒコール裁判控訴審」で和解が成立したにもかかわらず、JR東海ユニオンが和解条項を都合良く解釈し、「全面勝利的和解成立！」「第一審不当判決が是正される！」などと宣伝したことは、JR東海労の社会的評価を低下させ、著しい名誉棄損行為であると訴えたものです。

東京高裁による和解条項は「控訴人（JR東海ユニオン）は被控訴人（JR東海労）に対し、控訴人ら（JR東海ユニオン）が作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の意を表す。控訴人ら（JR東海ユニオン）は、今後このような事態を生じさせないように努めるものとする」というもので、JR東海ユニオンの主張する「全面勝利」などという屁理屈は嘘の上塗りでしかありません。このようなデタラメは絶対に許せません。

ところが、判決では、JR東海ユニオンが機関紙に記載したこと自体は、第一審被告の立場から「全面勝利的和解」「第一審が是正された」と表現したことなので、その表現は「自己評価」として読み取ることができるから問題ないとして名誉毀損について訴えを退けています。これでは、「自己評価」なら何を書いても、言っても良いことになってしまいます。このような判決がまかり通れば、いわゆる「言ったもの勝ち」を許すことになってしまいます。しかし、一方で、裁判所は、『全面勝利的和解』であったとする被告（JR東海ユニオン）の自己評価について、評価自体を正当と判断していることを示すものではない」とあえて付け加えています。まさに、JR東海ユニオンの自己評価は「正しくない」といっているに等しいのです。今判決で、「全面勝利的和解」という表現などが、名誉毀損とは認められませんでした。私たちは、このような誤った判断による判決は断じて許せません。

誤った判断による「請求棄却」判決を許さず、  
JR東海ユニオンの悪質な宣伝活動と断固闘おう！